

# 豊明市社会福祉協議会における新型コロナウイルス対策方針

令和2年7月29日 施行

## 1. 感染もしくは感染が疑われる場合の対応

### (1) 社協職員に感染者が出た場合

総合福祉会館を3日間閉館とする。

局長は直ちに社会福祉課、保健所に連絡を入れる。(保健所の指示に従う)

会館の消毒を行う。(業者委託ではなく、職員で行う。噴霧器等の機材は保健センターより調達する)

感染した職員と濃厚接触した職員は、2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

### (2) 会館利用者で感染者が出た場合

総合福祉会館を3日間閉館とする。

感染した利用者と濃厚接触した職員は、2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

消毒等の実施の有無は、社会福祉課と協議する。

### (3) 職員が感染者増加地域へ出かけた場合(東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・福岡・北海道)

現時点の状況下では基本的に不要不急の場合は自粛をお願いする。

もし出かける場合は事前に局長まで相談する。出かけた職員は2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

(4) 同居する家族が感染者となった場合

職員は濃厚接触者と認められるので、職員は2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

(5) 同居する親族が勤務する事業所等から感染者が発生し、濃厚接触者ということで、自宅待機命令を受けた場合

職員は2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

(6) 訪問先の利用者で感染者が出た場合

濃厚接触した職員は2週間自宅待機とする。その間に体調不良等がある場合は、産業医の診察を受け、PCR検査等の指示に従う。

## 2. 会館等の感染防止対策

(1) 会館入り口での検温・手指消毒の徹底

会館入り口における職員による検温を行う（ただし、夜間、土日の場合は除く）。

入館者にはマスク着用と手指消毒の徹底をお願いする。37.5度以上の熱がある場合や体調の優れない方、感染予防にご協力をいただけない方は入館をお断りする。

(2) 貸館施設には鍵と一緒に消毒キットを渡し、利用後の使用した机、椅子、マイクの備品、鍵等の消毒を行っていただく。

(3) フィット、ケアマネ、ヘルパーの各部屋には、消毒液を備えておく。また、不要な入出を控えていただくため、業者等にはカタログ等の投函用のボックスを部屋の前に設置し、お断りのチラシの掲示を行う。

(4) 訪問する職員は非接触型体温計を携帯し、訪問相手に対し、説明をしたのち検温を実施する。また、携帯用消毒液も併せて携帯し、用が済んだのち手指消毒を行う。

(5) 会館内の消毒の実施

通常の会館清掃に加え、朝と昼に消毒を行う。

(6) 公用車の消毒

使用後のハンドル、座席等の消毒・・・使用者

車いす専用車・・・利用があった日に1階職員

マイクロバス・・・使用後に運転手、利用者

### 3. 社会福祉協議会の事業

(1) 委託事業

市の対策本部からの指示に従う。

(2) 自主事業

(1)と同様な扱いとするが、3密が回避できないと判断した場合は中止の判断もあり得る。

(3) 老人福祉センター事業

高齢者施設であることを鑑み、検温の実施、風呂の人数制限、囲碁将棋の制限を引き続き行う。健康マージャンの利用、カラオケは行わない。

(4) カラオケ、コーラス等の声を発する事業

利用を中止する。(換気。マスクの着用が困難)

(5) その他

会長と協議する。